

令和7年6月議会

議案説明資料

議案第 120 号 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

選挙管理委員会事務局

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、投票管理者等の報酬の額を改める必要がある。

第 2 改正の内容

投票管理者等の報酬の額の改定

区 分	現 行	改定後	改定額
投票所の投票管理者	日額 12,800 円	日額 14,500 円	1,700 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円	日額 12,800 円	1,500 円
開 票 管 理 者	1 回の従事につき 10,800 円	1 回の従事につき 12,200 円	1,400 円
選 挙 長	日額 10,800 円	日額 12,200 円	1,400 円
投票所の投票立会人	日額 10,900 円 ただし、立会時間内に に交替する場合にあつ ては、日額 10,900 円以 内で市長が定める額	日額 12,400 円 ただし、立会時間内に に交替する場合にあつ ては、日額 12,400 円以 内で市長が定める額	1,500 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円 ただし、立会時間内に に交替する場合にあつ ては、日額 9,600 円以 内で市長が定める額	日額 10,900 円 ただし、立会時間内に に交替する場合にあつ ては、日額 10,900 円以 内で市長が定める額	1,300 円
開 票 立 会 人	1 回の従事につき 8,900 円	1 回の従事につき 10,100 円	1,200 円
選 挙 立 会 人	日額 8,900 円	日額 10,100 円	1,200 円

第 3 施行期日等

1 施行期日
公布の日

2 適用区分

改正後の条例は、施行日以後期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第 95 条の規定による投票について適用し、施行日の前日までに期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第 95 条の規定による投票については、改正前の条例を適用する。

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行		改 正 案	
第1条～第8条 (略)		第1条～第8条 (略)	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
別表第2		別表第2	
区 分	報酬の額	区 分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
開票管理者	1回の従事につき <u>10,800円</u>	開票管理者	1回の従事につき <u>12,200円</u>
選挙長	日額 <u>10,800円</u>	選挙長	日額 <u>12,200円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>10,900円</u> 以内で市長が定める額	投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>12,400円</u> 以内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>9,600円</u> 以内で市長が定める額	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>10,900円</u> 以内で市長が定める額
開票立会人	1回の従事につき <u>8,900円</u>	開票立会人	1回の従事につき <u>10,100円</u>
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)